

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条規定に基づいて告示します。

令和 6 年（2024 年）11 月 18 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市市民文化局地域振興部区政課
電話 011-211-2176

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 中央区複合庁舎 1 階区民ホールバスケットゴール設置業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 2 月 19 日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、本案件の入札における適用税率は 10% とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。そのため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、企業区分「中小企業」、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者名簿における本店若しくは支店等の所在地が札幌市内であること。

4 入札説明書の入手方法

上記 1 の場所及び札幌市公式ホームページ内「市民文化局地域振興部」の入札情報ページで入手することができる。

(HP アドレス <https://www.city.sapporo.jp/chiiki/ippan.html>)

なお、上記 1 の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という)を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和 6 年 11 月 25 日(月) 17 時 15 分(送付による場合は必着)

- (3) 開札の日時及び場所

令和 6 年 11 月 26 日(火) 9 時 30 分に下記の場所にて行う。

札幌市役所本庁舎 13 階 市民文化局会議室

- (4) 入札書の提出方法

別添の様式にて作成し、上記の場所まで原則として送付により提出すること。ただし、持参も可とする。

6 入札手続き等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

ただし、札幌市契約規則第 25 条の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の

翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる競争入札参加を有することを証する書類）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。